

フリースペース等相談事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ひきこもり等青少年への対応は喫緊の課題であり、行政による公的サービスだけではなく、フリースペース等の民間による、ひきこもり等青少年やその家族の状況に応じた柔軟できめ細かな取組みの強化が求められている。特に、ひきこもり等青少年やその家族等に対しての相談活動を通して、青少年やその家族に対しての支援活動を促進するため、相談活動に有意な居場所としてのフリースペース等の活動にあわせて相談活動を実施する民間団体への補助を行う。この要綱は、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象とする団体（以下「団体」という。）は、ひきこもり等青少年を対象とするフリースペース等の活動実績を有するNPO法人もしくはこれに準じる団体で、神奈川県（以下「県」という）内に主たる事務所を有し、今後県との協力関係に基づきこれらの活動を継続するとともに、新たな会員の入会が可能である団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの

(3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、不特定の青少年・家族を対象とする相談事業とし、別に定める条件により、「第1種相談事業」と「第2種相談事業」とに区分する。ただし、宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められるものは除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等及び別に定める経費を控除したものとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、次によるものとする。

(1) 第1種相談事業においては、前条の規定により算出した額の3分の1と75万円のいずれか低い額を上限とする。

(2) 第2種相談事業においては、前条の規定により算出した額の3分の1と60万円のいずれか低い額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象団体の直近の決算額が1千万円に満たない場合における補助額は、次によるものとする。

(1) 第1種相談事業においては、前条の規定により算出した額の2分の1と75万円のいずれか低い額を上限とする。

(2) 第2種相談事業においては、前条の規定により算出した額の2分の1と60万円のいずれか低い額を上限とする。

3 前2項各号の規定により算出した補助額が30万円未満となる場合は、補助の対象としない。

(利益等の排除)

第6条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付申請書の提出期日は、県知事（以下「知事」と

いう) が別に定める。

2 前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体調書
- (4) 役員氏名等一覧表
- (5) 団体規約、団体役員名簿、会員名簿
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(県警本部への確認)

第8条 知事は、必要に応じて、第7条に基づく補助金の交付の申請を行った者又は第10条の交付の決定を受けた者が、第2条第2項各号のいずれかに該当するか否かを県警察本部長(以下「警察本部長」という)に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を県警察本部長に提供するときは、県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、全額概算払いとし、補助事業終了後に精算するものとする。ただし、概算払いとすることが不相当であると認める場合においては、この限りではない。

(審査会の設置)

第10条 補助を行う団体及び補助の額は、庁内に設置する審査会において審査し、知事が決定する。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、前条の決定を受けた者が、規則に規定するもののほか、第2条第2項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(交付条件)

第12条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第 13 条 前条第 1 号及び第 2 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書に変更の内容及び理由、又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第 14 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

(状況報告及び調査)

第 15 条 知事は、規則第 10 条の規定による状況報告の聴取及び調査を、必要に応じて行うことができる。

(実績報告)

第 16 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、別に定める実績報告書に次の書類を添えて、4 月 10 日までに行わなければならない。

- (1) 事業結果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 18 条 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

期 間 減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）
に定める期間とする。ただし、10 年を超える場合は 10 年とする。

財産の種類 1 物品の取得価格が 10 万円以上のもの

(書類の整備等)

第 19 条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 20 条 補助団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なくてはならない。

- (1) 住所、代表者、名称又は団体規約を変更したとき
- (2) 団体役員又は会員に異動のあったとき

(雑則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正前の要綱により交付決定された補助事業については、改正前の規定を適用する。